

厚岸町規則第57号

厚岸町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

厚岸町長 三浦 克宏

厚岸町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町印鑑条例施行規則（平成10年厚岸町規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「又は代理権授与通知書」を削る。

第7条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「印鑑登録原票」を「可視台帳」に改める。

第9条を削る。

第10条中「印鑑登録原票」の次に「及び可視台帳」を加え、同条を第9条とする。

第11条第1号中「印鑑登録原票」を「可視台帳」に改め、同条第2号中「登録原票」を「可視台帳」に改め、同条を第10条とする。

第12条第2号中「印鑑登録原票」を「可視台帳」に改め、同条第8号中「照会書及び回答書」を「印鑑の登録に関する照会書」に改め、同条第12号を削り、同条第13号中「様式第13号」を「様式第12号」に改め、同号を同条第12号とし、同条を第11条とする。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号

可視台帳

印影	氏名			
	生年月日		性別	
	住所			

宛名番号		世帯番号	
印鑑登録番号			
登録年月日		抹消年月日	
抹消事由			

様式第6号を次のように改める。

様式第6号

印鑑登録証明書

登録印影	氏名			
	生年月日		性別	
	住所			

様式第8号を次のように改める。

様式第8号

照会番号

年 月 日

北海道厚岸郡厚岸町長

印鑑の登録に関する照会書

年 月 日 あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違

なければ、回答書に全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに
取り扱い窓口へ持参してください。

年 月 日までに申請

回 答 書		年 月 日
様		
照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに 相違ありません。		申請した印鑑
住 所 _____		
本人署名 _____		
生年月日 _____		

代理人に委任する時は、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

委 任 状		年 月 日
代理人住所 _____		
代理人氏名 _____		
回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、 その権限を委任いたします。		
本人署名 _____		

備考：持ち物としては以下をご持参ください。

(本人が来庁する場合) 必要事項を記入した本照会書、登録申請した印鑑、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

(代理人が来庁する場合) 回答書及び委任状欄を記入・署名した本照会書、登録申請した印鑑、代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

(お問い合わせ先)

厚岸町役場 課 係
北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地
0153-52-3131

様式第9号を次のように改める。

様式第9号

年 月 日

北海道厚岸郡厚岸町長

印 鑑 登 録 ま っ 消 通 知 書

あなたの印鑑の登録を下記のとおりまっ消しましたのでお知らせします。

記

1. 印鑑登録番号
2. 登録者氏名
3. まっ消年月日
4. まっ消事由

あなたの印鑑登録は上記理由によりまっ消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、厚岸町を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（お問い合わせ先）
厚岸町役場 課 係
北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地
0153-52-3131

様式第11号中「・回答書持参及び印鑑登録証受領」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年1月13日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に紙で保管されている印鑑登録原票は、この規則による改正後の可視台帳とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に紙で保管されている印鑑登録を抹消した登録原票は、この規則による改正後の印鑑登録を抹消した可視台帳とみなす。